

新型コロナウイルス感染症の影響による 後期高齢者医療保険料 減免判定簡易フローチャート

新型コロナウイルス感染症の流行により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病※1を負った、もしくは収入が減少する等の影響を受けた。

※1…1か月以上の治療・療養を必要とすると認められるなど、病状が著しく重い場合をいいます。

はい

いいえ

減免の対象になりません。

世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の営業収入・不動産収入・給与収入（以下「事業収入等」）のいずれかの収入が、前年※2と比べて10分の3以上減少する見込みである。

※2…令和3年1月1日～令和3年12月31日までの1年間を指します。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下である。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、前年と比べて10分の3以上減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計が、400万円以下である。

はい

いいえ

申請により、
令和4年度保険料
全額を免除

申請により、
令和4年度保険料
全額または一部を減免

減免の対象になりません。

○このフローは簡易的に示しています。減免要件の詳細、申請に必要な書類や申請方法等は、必ず区ホームページにてご確認ください。